

施策評価の実施（第4回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員長 施策目的欄に「市民だれもが」と記載されていますが、「高齢者だれもが」と限定したほうが良いと思います。

もちろん、高齢でないかたが高齢になったときに安心して暮らせることが分かっているならば、若いうちから安心して暮らせると思うことができますが、目的を素直に読むと、「市民だれもが安心して暮らすことができる社会を目指す」というのでは、少し範囲が広すぎるように思われます。

担当部局 長寿福祉課では、高齢者の施策しか行っておりませんので、市民だれもがというのは、高齢者だれもがという思いで書いており、ご指摘のとおり少し表現的に適切ではなかったと思っています。

委員長 次に施策目的と施策方針のつながり、施策方針と事務事業のつながりについて、ご質問、ご意見があればお願いします。

委員 ほかの施策と比べて施策貢献度がBという事業が多いように感じますが、それだけ事業の見直しが必要ということでしょうか。今後の方向性も縮小となっていますが、必要性がなくなってくる事業ということでしょうか。

担当部局 どの事業も大事だと考えていますが、厳しい財政状況の中で、どうしても必要かどうかという観点の中で、この部分で我慢やお願いをしていかざるを得ないのかなということで、Bと評価をしています。

委員 網野高齢者すこやかセンター施設管理事業で、入浴利用者数が16,111人となっていますが、利用料はいくらでしょうか。

担当部局 対象者によって異なる料金設定を行っています。

施設の目的が、市内の高齢者の健康増進という考え方ですので、市内にお住まいの60歳以上のかたについては200円、基本的には60歳未満のかたには利用していただかないという考え方をしていますが、付添いが必要な場合も想定されますので、60歳未満のかたの場合は300円、市外のかたは500円という料金を設定しています。

委員長 本施設は、そもそもどういった施設でしょうか。

京丹後市の直営の施設でしょうか、どこかに委託して運営されているので

しょうか。

担当部局 介護保険制度ができた際に、介護が必要かどうかだけで制度が2分化されていますが、その隙間もあるのではないかという考え方から、そういった生きがいを支えるような施設を整備したい、また、施設設置地域では温泉が利用できることから、高齢者だけが利用できる施設を整備したいという協議の中で、京都府の高率の補助金を活用して、合併前の旧町で整備した施設です。

本施設は、会議室もありますが、利用の大部分は入浴利用で、市域全域を対象にはしていますが、施設から遠い地域からの利用は少なく、地域のかたの利用が多いというのが実態です。

委員 長 施設に勤務する職員は、誰が雇っているのでしょうか。

担当部局 施設の運営を地元へ委託しており、勤務しているかたは3人おられますが、交代される形で1から2人態勢で管理をお願いしています。

施設の維持管理費や運営費から逆算すると、現在の200円の利用率については、500円弱程度に値上げしないと、収支のバランスが取れないような状況です。

委員 長 「生きがい活動・社会活動の推進」という施策方針に本事業が属していますが、生きがい活動と社会活動の推進のために高齢者のための温泉があると言われても、いま一つピンときません。

そもそも、この施設が生きがい活動につながっているのでしょうか。

担当部局 独居や高齢者だけの世帯が温泉を利用される場合に、収入が少ないかたについては、通常の料金では利用回数が減るため、そういったかたの福祉の増進という考え方で整理をしています。

特定の地域だけの有効施設という側面もありますが、施設の廃止ということは非常に難しく、利用率収入を増加させつつ、当面は経営効率を上げる形で経費節減に努めながら、施設の運営を行っていくという方向で考えています。

委員 長 歳出抑制の視点から、毎年1千万も掛けて、この施設を維持していく必要があるのかと率直な疑問があります。

この施設の近くに民間の温泉施設があることから、例えば、所得が低い高齢者が民間の温泉施設を利用した際に、市から補助を行ったほうが効率的で

はないでしょうか。

会議などの集会場所という点についても、市には旧町のいろいろな施設があることから、これらの施設で代替が可能ではないでしょうか。

市の財政が厳しい中で、費用対効果の面やこれだけの費用を掛ける必要性があるのか疑問です。

行政評価の視点からは、この施設と施策方針である生きがい活動との関連がよく分からない、歳出抑制の視点からは、施設の廃止も含めた検討があっても良いと思われます。

担当部局 高齢者が、なかなか外出できず、閉じこもりがちということで、本施設が交流の場になっているという側面もあります。ただ単に、生活弱者という視点というよりは、むしろ高齢者の社会参加の場の一つとして提供をしていると思っています。

委員長 「観光の振興」の施策評価の際に、入浴施設が市内のいろいろな場所にあり、実際には近所のかたの利用が多いという議論もさせていただいていたのですが、動くことができるかたであれば、そういった施設に行ってもらおうという方法もあるという考え方もできます。

担当部局 支出は約1千万円となっていますが、利用料収入が約330万円ありますので、実際の市の負担金額は7百万円程度になっています。

利用料収入を増加させつつ、経費節減に努め、実際の市の負担金額を減らしながら、施設を維持していきたいと考えています。

委員長 行政評価の視点から見れば、すぐに着手できることとしては、それが現実的であると思われます。

ほかの事業について、ご意見ご質問があればお願いします。

委員 シルバー人材センターや社会福祉法人に対し、いろいろな補助金が交付されていますが、そもそも市が、そういった団体に補助金を交付しなければならない義務があるのでしょうか。

シルバー人材センター運営助成事業については、根拠法令なしと記載されているにも関わらず、補助金が交付されています。

また、老人福祉施設建設資金借入金償還金補助金についても、市の規定を根拠に社会福祉法人にかなりの金額を助成されていますが、例えば平成40

年まで毎年500万円とか、ある一定の社会福祉法人に助成していかなければならない義務があるのでしょうか。

担当部局 シルバー人材センター運営助成事業については、内部評価結果調書では、「根拠法令なし」となっていますが、実際には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律などで支援を行うよう規定されており、国や京都府も助成を行っています。

シルバー人材センターでは、請け負った仕事の契約代金の一部を手数料として取りながら、運営していますが、運営経費が捻出できないということで、以前は国や京都府も相当の補助金の交付を行っていました。

最近では、事業仕分けなどの影響もあり、年々補助金が減ってきています。

市でも平成18年度から平成21年度まで、国や京都府と歩調を合わせる格好で徐々に補助金の減額を行ってきたところです。

最近、国や京都府の補助金の減額率が非常に大きく、経営効率を図っていくことについて相当の努力をされている中でもシルバー人材センターの組織そのものが対応できないという要望を受ける中で、当面は、市がシルバー人材センターの運営を支援していく必要があると考え、補助金額については現状維持としています。

委員長 この問題については、どこの自治体でも大変苦勞されていると思います。

シルバー人材センターから、格安な価格でサービスが提供され、その赤字部分を国や京都府、市が負担しているという仕組みであれば、利用者に支払ってもらい手数料をもっと値上げするしかないかと思います。

担当部局 全国のシルバー人材センターから全国の市区町村宛てに、経営が非常に苦しいと支援の要請もきています。

シルバー人材センターの仕組みとして、シルバー人材センターが引き受けた仕事を会員の中から適任者を選任し、仕事を完成させます。

発注者から支払われた契約代金のほとんどは、会員へ配当として支払われ、契約代金の数パーセントがシルバー人材センターの収入となります。

仕事の単価自体が安いと、その安い契約代金の何パーセントしかシルバー人材センターの収入がない中で、それに追い討ちを掛けるように国や京都府の補助金が減ってきているという状況です。

委員長 シルバー人材センターについては、担当部局の説明はよく分かります。

都市部のシルバー人材センターでも、何年経過しても経営的に自立のめどが全然立っていないというのが現状です。

経費節減を求められて、節約の努力をされているが、なかなか経営が自立できないというのが実情と思われます。

委員 人件費が高いということでしょうか。

委員長 シルバー人材センター運営助成事業について、施策方針である生きがい活動の推進のために、約 8 2 0 人の高齢者に対し、年間約 2 , 4 0 0 万円もの費用が掛かっており、老人クラブ活動充実事業のほうが費用対効果が高いのではないかと率直に思います。

シルバー人材センター運営助成事業が、高齢者福祉の中の生きがいの創出のためと言われれば、余り費用対効果の良い事業ではないと思います。

委員 もっとがんばって仕事を受注する努力をすべきではないでしょうか。

担当部局 精一杯がんばっているところです。

委員 そうであれば、需要がないものと思われます。需要がないのであれば、縮小するしかないと思われます。

委員 市が発注する施設管理業務の中には、草刈りなどの業務が含まれていると思われます。

施設管理業務に含めて発注するのではなく、草刈り業務などのシルバー人材センターが行うことができる仕事については、できるだけ分離して、シルバー人材センターなどに発注し、シルバー人材センターの業務を増やすよう工夫をしてはどうでしょうか。

担当部局 京丹後市では、既に多くの仕事をシルバー人材センターへ委託しているところです。

委員 そういうことであれば良いと思われます。

全国でも高齢者率がかなり高い本市においては、お金を使うことだけでなく、高齢化によってお金を生み出すことについても考えていく必要があると思われます。

シルバー人材センターについても、利用料を上げ、自立していかないと、補助金を出している京丹後市自体が持たないと思われます。

今後、高齢化がますます進んでいくことは明白なので、高齢化施策全般として、利用料を上げたり、高齢者関係の国や京都府の補助金を今以上に活用したり、他自治体の先進事例を研究してがんばったりしないと、現在の事業を維持していくことは困難と思われまます。

委員長 敬老祝い事業について、担当部局からの説明を踏まえ、委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。かなりの予算が動いていますか。

委員 平均年齢が上がってきたのであれば、対象となる年齢を引き上げたら良いのではないのでしょうか。

委員長 敬老会補助金の単価について、75歳以上で一人あたり2,250円となっています。

歳出抑制の視点から、市の財政が厳しい中では、この部分について、もう少し質素にすべきではないのでしょうか。

敬老会自体を開くことは良いことだと思いますので、記念品などについて節約するのが、一般的には妥当と思われまますがいかがでしょうか。

委員 地区で行っている敬老会については、費用を区で負担していますが、かなりの赤字になります。

以前は市の職員で行っていたことを区が実施するようになったので、以前に比べ、市の職員はずいぶん楽になったのではないかと思います。

そういった関係もあり、敬老会補助金の単価については上げてても良いのではないのでしょうか。

委員長 先ほど委員から質問があった老人福祉施設建設資金借入金償還補助金について、施設を整備されたことに対し、今後もずっと500万円を出していくということについて、そのようにしなければならぬのかと、そのことに合理性があるのかというご質問がありましたか。

委員 500万というのが一番突出している例ですが、毎年500万円ずつ、平成40年までということが、かなり手厚いと率直に感じます。

委員長 行政評価の視点から、補助金を交付することの合理性と、歳出抑制の視点から、削減の余地がないのかという2点について、教えてください。

担当部局 この事業は、社会福祉法人の特別養護老人ホームの整備にかかる借入金の利子補給です。

施設建設時には京都府から団体へ補助金が交付されます。

助成を通じて地域の福祉を支えてもらうため、市町村からも一部建設費補助を出して、整備を行うというのが一般的ですが、それを行わない代わりに市では借入金の利子補給を行っています。

社会福祉法人については、利潤を自分達で配分することが厳しく規制されており、利潤は地域の福祉にさらに還元されていくことになります。

特典がある代わりに行政庁の厳しい規制があるということです。

この事業の大部分は、合併前の旧町での建設時の約束事ということで継続しているものです。

地域の福祉施策を進めていく上で、社会福祉法人が一定の体力を保ちながら運営するために必要な助成であると考えており、今後の方向性について現状維持ということで整理をしています。

委員長 介護サービス利用負担軽減事業については、根拠法令が市の規定となっていますが、市で本事業を行う必要性はあるのでしょうか。

また、近隣の市町でも同じことを実施しているのでしょうか。

担当部局 内部評価結果調書では、市の規定となっていますが、実際には、国の制度を利用した事業で、全国的にもほとんどの自治体が本事業を実施しています。

国の制度であるため、市へ国や府からの助成があり、市は、実質4分の1の自己負担で低所得者の利用の軽減を図ることができます。

委員 老人保護措置事業について、今後の方向性が現状維持となっています。

事業費もかなり大きい中、今後、対象者や施設が増加し、市の負担も大きくなっていくのではないのでしょうか。

担当部局 本事業は、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置するものです。

特別養護老人ホーム施設は増加傾向にあります。養護老人ホームについては、施設数が増加傾向にありませんので、経費面についても現状維持と考えています。

委員長 歳出抑制の視点から、生活支援・在宅福祉対策の推進に掲げられている事業のうち、財源が市の単費となっている事業については、廃止や抜本的に縮小などが考えられますが、担当部局の意見はいかがでしょうか。

具体的には、福祉有償運送運営助成事業、軽度生活援助事業、生活管理指導事業、生きがい活動支援通所事業、老人日常生活用具給付等事業といったものです。

担当部局 軽度生活援助事業、生活管理指導事業及び生きがい活動支援通所事業については、介護保険制度導入前から支援が必要で、介護保険制度が利用できると思っていたところ、介護保険制度が利用できない（自立）と判断されてしまった人について、制度導入後も引き続き支援を行う必要があると考えて支援を行っています。

合併前の旧町の考え方について差があったことから、対象者の考え方、サービス内容にも差があり、合併して8年が経過する中で、なかなか整理ができていない部分もありますが、徐々に整理をしているのが現状です。

介護が必要な人については、支援制度は基本的にはゼロからスタートして、最低限度どこまで支援が必要なのかというところから、しっかりとした見直しを検討し、歳出削減を図らなければならないということも考えています。

福祉有償運送運営助成事業については、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者に対し、主には病院への通院について助成する事業です。

地域や議会などからの要望が非常に強い事業で、本来であれば拡大していきたいところですが、他市の状況と比較する中では、現状維持が精一杯という状況です。

老人日常生活用具給付等事業は、例えば、ガス調理器による火事の危険性の高いかたについて、電磁調理器を給付するという限られたものであり、必要なものがしっかりと精査して事業が実施できているので、金額も小規模であることから現状維持で推移していきたいと考えています。

委員 誰もが年をとることから、必要な事業ばかりだと思われま

す。国や京都府の補助金を積極的に活用することが重要である一方で、国や京都府は当初は市町村に積極的にがんばれと言いますが、国や京都府の都合で補助金が廃止や縮小され、後は市町村で事業を継続しなければならないということがあります。国や京都府の補助金が廃止や縮小された際には、市も事業を廃止や縮小するなどの線引きはしっかりする必要があると思います。

今後、高齢化が進む中で、現在のままで事業を継続していくと、将来厳し

い状況になるのは明白だと思います。

委員長 施策目的や施策方針については、大まかにはこういう構成になるということでした。

事務事業の多くについては、基本的には必要性があると思われませんが、その中でも費用対効果などについて意見を出したところもありました。

さらに歳出抑制の視点で、いくつか指摘事項があったということでご理解いただければと思います。

施策評価のまとめ（第5回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

前回委員会における施策評価結果について、評価の振り返りと評価結果のまとめを実施。

委員長 網野高齢者すこやかセンター施設管理事業に関し、補足説明資料が出されましたが、これを見ると、網野社会参加交流ハウス「いっぷく亭」、丹後老人福祉センター「松風苑」、弥栄生きがい交流センターといった、同じような施設がほかにもあるようですが、これらの利用実態はどうなっているのか、本当にいろいろな高齢者が集まって、サークル活動など交流を深める活動が行われているのでしょうか。単に温泉として利用されているだけなのでしょうか。

事務局 これらの3施設は、内部評価結果調書で指定管理施設運営事業として挙がっていますが、施設としては、高齢者の健康増進や生きがいの場としての利用など、似たような施設だと思います。

委員 これらの施設の中で、網野高齢者すこやかセンターの利用料金が一番高い水準になっていますね。

委員 このような施設は、毎日利用されている実態があるのでしょうか。問題は、そこだと思います。

委員長 指摘するとすれば、指定管理施設運営事業の3つの施設は、行政評価の視点からは、必要性が分かりにくいと言えらと思います。

財政的に余裕がない中で、介護保険に該当しない人にもこのようなサービスを提供すべきなのか、そうでないのかを考えることになると思われま。

委員 利用の少ない施設は、はっきりとした方向性を出したほうが良いと思いま

す。人件費などの費用も掛かっていますし、ほかにも代替施設はあると思います。

委員長 指定管理施設運営事業の3つの施設については、事業構成の部分で、公民館やほかの温泉施設と重複する部分があるという指摘をしておきましょう。

歳出抑制のアイデアとして、場合によっては、指定管理者施設の3施設については廃止も含めた検討を行ってはどうかとしておきましょう。

外部評価報告書（案）の検討（第6回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

外部評価報告書（案）について、委員会としての意見の再確認を実施。

委員長 この部分については読んだとおりですし、誤解の余地もないので良いのかなと思います。

外部評価報告書（案）の検討（第7回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員会からの意見や歳出抑制案の提案内容について、担当部局との議論の機会を持ち、最終的な委員会としての意見のまとめを実施。

委員長 担当部局からは、それぞれの事業の必要性や代替が困難であると説明いただきましたが、委員会では、そのことを理解した上で、提案を行っています。

言ってみれば、財政状況の変化に伴い、大きな家から小さな家に引っ越しを行うわけです。

大きな家のときの暮らしと家財道具が全部必要だと言えれば必要ですが、引っ越し先の家に入りきらないわけですので、取捨選択が必要となってきます。

止めれば当然不都合があり、影響が出ることは分かっていますが、難しい中で選択するとすればということで、今回、委員会で検討した限りでは、施設や敬老事業の一部縮小というのを挙げているということです。

歳出抑制の提案は、あくまでアイデアの一つですので、直ちにしてもらわなければならないということではありません。この施策を評価する中では、委員会ではこういったアイデアしか思いつかなかったということです。

実際に、この内容を実現しようと思えば、いろいろな障害もあると思われます

ので、そこは、先ほど説明いただいたとおり、慎重に検討いただければと思っています。